

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

日付：2006年3月28日

**ISO/WD 26000**

ISO/TMB/WG SR

事務局：SIS/ABNT

## ISO 社会的責任指針

### 警告

この文書は、ISO 国際規格ではない。これは、書評及び論評用として頒布したものである。これは、予告なしに変更することがあり、国際規格と呼んではならない。

この草案の受領者は、自分たちが気づくどんな関連特許権も自分たちの論評をつけて通知し、裏づけ文書類を提供することを勧める。

17

**著作権に関する注意事項**

18

19

20

21

22

この ISO 文書は、たたき台草案又は委員会草案であり、ISO によって著作権保護されている。ISO 規格開発過程の参加者がたたき台草案又は委員会草案を ISO の事前許可なしにどんな形で複製することは許容されるが、この文書並びにそれからのどんな抜粋も ISO の事前許可なしにそれ以外の目的でどんな形で複製、保管、翻案してはならない。

23

24

この文書を販売目的で複製するための許可申請は、下に示した住所若しくは申請者の帰属国の ISO 会員団体宛とするのが望ましい。

25

26

27

28

[そのたたき台文書が作成された枠組み内の TC 又は SC 事務局に対して責任を負う ISO 会員団体の著作権管理者のフルアドレス、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレスを適切に表示する。]

29

30

販売目的の複製は、ロイヤルティ支払い又はライセンス契約の対象になることもある。

違反者は、告訴される。

31

32

33

34	目次	ページ
35	まえがき .....	v
36	検証者に対する注意事項 .....	vi
37	序文 .....	vii
38	1 適用範囲 .....	1
39	2 引用規格 .....	3
40	3 用語及び定義 .....	3
41	4 組織運営の社会的責任背景 .....	5
42	4.1 歴史的背景並びに現代の背景 .....	5
43	4.1.1 歴史的背景 .....	5
44	4.1.2 現代の世界趨勢及び開発 .....	5
45	4.1.3 社会的責任を実施する動機づけ及び利益 .....	6
46	4.2 社会的責任概念 .....	8
47	4.2.1 組織と社会の接触面の理解 .....	8
48	4.2.2 利害関係者問題への取組み .....	8
49	5 組織に関連した社会的責任原則 .....	9
50	6 中核社会的責任題目・問題に関する指針 .....	10
51	6.1 環境 .....	10
52	6.1.1 環境問題に関する背景 .....	10
53	6.1.2 環境問題 1 .....	10
54	6.1.3 環境問題 2 .....	10
55	6.1.4 環境問題 3 .....	10
56	6.2 人権 .....	11
57	6.2.1 人権問題に関する背景 .....	11
58	6.2.2 人権問題 1 .....	11
59	6.2.3 人権問題 2 .....	11
60	6.3 労働慣行 .....	11
61	6.3.1 労働慣行に関する背景 .....	11
62	6.3.2 労働慣行問題 1 .....	11
63	6.3.3 労働慣行問題 2 .....	12
64	6.4 組織統治 .....	12
65	6.4.1 組織統治に関する背景 .....	12
66	6.4.2 組織統治問題 1 .....	12
67	6.4.3 組織統治問題 2 .....	12
68	6.5 公正取引慣行・市場原則 .....	13
69	6.5.1 公正取引慣行・市場原則に関する背景 .....	13
70	6.5.2 公正取引慣行・市場原則問題 1 .....	13
71	6.5.3 公正取引慣行・市場原則問題 2 .....	13
72	6.6 共同体参加 .....	13
73	6.6.1 共同体参加に関する背景 .....	13
74	6.6.2 共同体参加問題 1 .....	13
75	6.6.3 共同体参加問題 2 .....	14
76	6.7 消費者問題・製品責任 .....	14
77	6.7.1 消費者問題・製品責任に関する背景 .....	14
78	6.7.2 消費者問題・製品責任問題 1 .....	14

79	<b>6.7.3</b>	<b>消費者問題・製品責任問題 2</b> .....	<b>14</b>
80	<b>7</b>	<b>社会的責任実施に関する組織用指針</b> .....	<b>16</b>
81	<b>7.1</b>	<b>組織の操業環境の定義</b> .....	<b>16</b>
82	<b>7.2</b>	<b>原則に関する検討</b> .....	<b>16</b>
83	<b>7.3</b>	<b>理念声明書及び行動規範の開発</b> .....	<b>16</b>
84	<b>7.4</b>	<b>利害関係者との協同</b> .....	<b>17</b>
85	<b>7.4.1</b>	<b>利害関係者特定</b> .....	<b>17</b>
86	<b>7.4.2</b>	<b>利害関係者関与</b> .....	<b>17</b>
87	<b>7.5</b>	<b>戦略開発</b> .....	<b>17</b>
88	<b>7.6</b>	<b>プログラム実施</b> .....	<b>17</b>
89	<b>7.7</b>	<b>監視, 成績評価及び継続的改善</b> .....	<b>18</b>
90	<b>7.8</b>	<b>報告</b> .....	<b>18</b>
91	<b>7.9</b>	<b>実用的なヘルプ</b> .....	<b>19</b>
92			
93		<b>附属書 A (参考) 社会的責任契約書及び機関</b> .....	<b>20</b>
94	<b>A.1</b>	<b>社会的責任・持続可能性一般</b> .....	<b>20</b>
95	<b>A.2</b>	<b>労働及び社会</b> .....	<b>20</b>
96	<b>A.3</b>	<b>人権</b> .....	<b>21</b>
97	<b>A.4</b>	<b>環境</b> .....	<b>21</b>
98		<b>参考文献</b> .....	<b>22</b>
99			

100 まえがき

101 ISO(国際標準化機構)は、各国の標準化機関(ISO 会員団体)による世界的な連盟である。国際規格の作成作業は、通常は ISO 専門委員会を通して実施される。専門委員会が設置された対象内容に関心のある会員団体は、当該の委員会に代表を送る権利を有する。国際的な、政府機関及び非政府機関も ISO と協力して作業を分担する。ISO は、すべての電気技術標準化事項について国際電気標準会議(IEC)と緊密な共同作業を行っている。

106

107

108 国際規格は、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部に規定されている規則に従って起草する。

109

110 専門委員会の主要な職務は、国際規格を作成することである。専門委員会が採択した国際規格草案は、投票のために会員団体に配布される。国際規格として公布するためには、最低 75 パーセントの投票会員団体の賛成が必要である。

111

112

113

114 この文書の構成要素のうちいくつかは、特許権の対象になっていることがあることに留意しなければならない。ISO は、そのようなどんな特許権も特定する責任を負うものではない。

115

116 ISO 26000 は、社会的責任に関する ISO/TMB 作業グループによって作成された。



132 序文

133 現在タスクグループに割り当てられていない；後日開発予定。

134

## 135 社会的責任に関する指針

## 136 1 適用範囲

137 起草本文案

138 **選択肢 1.** この国際規格は、次の事項に関する指針を組織に提供する。

- 139 ・ 社会的責任に関する原則及び中核論点の理解[並びに持続可能な開発に対する組織の貢献]
- 140 ・ 組織全体[並びにそのサプライチェーンを含む勢力範囲]にわたる社会的責任[原則]の実施
- 141 [及び統合]
- 142 ・ [社会的責任原則と組織統治枠組みとの間の関係]
- 143
- 144 ・ [組織の勢力範囲における社会的責任原則の促進への貢献]
- 145 ・ [関係のある利害関係者] [組織の活動によって影響を受ける人々並びに組織の活動に影響を及ぼすことができる人々]の特定、選択及び関与
- 146
- 147 ・ 社会的責任に関する誓約及び成績の伝達
- 148
- 149 ・ [社会的責任問題を適切なやり方で解決するのに役立つように、さまざまな形式の組織及び
- 150 /又は利害関係者間の有効な協力関係の創造]

151 [この国際指針規格は、社会的責任に関する用語を定義することによって、社会的責任分野に  
152 おける共通用語の促進を図る。]

**選択肢 1, 3 項に対する代替文章**

153

154 この国際指針規格は、[そのうちの幾つか]活動の分野、規模、場所及び種類を問わず  
155 全ての形式の組織に適用できる指針[並びに指示されたところでは、ある形式の組織だけに  
156 適用されることもある指針]を提供するものである。

157

若しくは、

158

159 この国際指針規格は、すべての形式の組織に適用できる指針を提供するものである。この  
160 規格は、組織の規模及び場所、組織の営業活動分野、並びに組織の営業活動適用範囲及び  
161 種類に合うように取捨選択して差し支えない。

**選択肢 1, 4 項に対する代替文章**

162

163 この国際指針規格は、組織がその活動を実施する勢力範囲内の社会、文化、[法体制]及び  
164 環境を問わず[適用される] [使用してよい]。

165



- 166 若しくは、
- 167 この国際指針規格は、[それらが一般的に容認されている社会的に責任ある行動に関する国際規範と対立する場合を除いて]それが適用される国又は地域の経済発展状態に加えて、文化、社会、環境及び法律の違いを顧慮している。
- 168
- 169
- 170
- 171 若しくは、
- 172 この国際指針規格は、それらが文化、社会、環境及び法律の違いと対立する場合は、責任ある行動に関して一般的に容認されている国際規範を優先させる。
- 173
- 174
- 175 この国際指針規格は、次のようなものではない。
- 176
- 176 ・ マネジメントシステム規格
  - 177 ・ 適合性評価又は認証のためのもの
  - 178 ・ [契約又は規制に使用するもの]
  - 179 ・ [組織の社会的責任に対処する政府の権限を変えるもの[例えば、国際協定を批准することによって]
  - 180
  - 181 ・ [(国際条約、法典及び慣例のような)既存の国際的に認知されている法律文書、若しくはこれらの法律文書に基づいた任意の発案を代替、再解釈、又は再定義するもの]
  - 182
  - 183 ・ [社会的義務又は期待を定義するもの]
- 184 **選択肢 2.** この国際規格は、社会的責任、その原則及び論点に関する指針、並びに組織が社会的責任を実施し統合するのを助ける枠組み、を提供する。それは、利害関係者の特定及び関与並びに社会的責任に関する組織の誓約及び成績の伝達に一貫した取り上げ方を提供する。
- 185
- 186
- 187
- 188 この指針は、あらゆる規模、分野及び形式のすべての組織が適用するためのものである。
- 189 この指針は、適合性評価又は認証のためのものではなく、成績基準の規定若しくは社会的責任の特定要素の説明もしていない。
- 190
- 191 **選択肢 3.** ISO 26000 は、社会的責任に関する原則、中核論点、並びに利害関係者関与活動を含む組織の日々の活動における社会的責任原則の実施方法、に関する指針を組織に提供する。社会的責任実施方法には、具体的な行動例が含まれている。組織は、要素に優先順位をつけ、不適当な要素は排除して、この規格の中のある要素に集中することによって自分に適した社会的責任を実施してよい。
- 192
- 193
- 194
- 195
- 196
- 197 ISO 26000 は、営業活動場所がどこであれ、すべての規模及び形式の組織に適用できる。
- 198 ISO 26000 は、社会的責任に関する国際指針規格であるが、
- 199 ・ 適合性評価計画に関する一般要求事項は提供しない。
  - 200 ・ マネジメント規格ではない。
  - 201 ・ 認証目的又は規制若しくは契約用のものではない。

## 202 2 引用規格

203 *現在タスクグループに割り当てられていない；後日開発予定*

## 204 3 用語及び定義

205 *現在タスクグループに割り当てられていない；後日開発予定*

206 この文書の適用上は、次の用語及び定義が適用される／…に記載されている用語及び定義並  
207 びに次のものが適用される。

## 208 議論すべき論点

## 209 3.1

## 210 社会的責任

211 *定義は、次の目的を達成しようと努めるのが望ましい。*

212 明確に理解され、特殊専門用語でなく、それ自体が何らかの論争又は起こりうる誤解の対  
213 象となる用語を排除した、言葉を極力使い、客観的で中立であること。

214 簡潔な一行定義として役立つ短いすべてを包含する記述で始める；理想的には、この書き  
215 出し定義に“社会的”及び“責任”という単語が入っているのが望ましい。

216 この簡潔な書き出し定義の後に、概念をさらに明確にする追加情報を続ける。これらの説  
217 明記述は、(特に) 次の主要論点を扱うようにするのが望ましい。

218 – 社会的責任は厳密には“任意”概念であるか否か及び／又はそれには法令順守が入っ  
219 ているか否かを含め、社会的責任と法令順守との間の関係の本質を明確にする。

220

221 – 社会的責任には慈善活動が含まれるか否かを明確に規定する。

222 – 組織が実施する一連の活動としての社会的責任を、組織が当然実施すると社会が期待  
223 しているものとを区別する。

224 – 社会的責任は実際には何を意味しているかについての簡潔な説明又は記述とする。

225

226 *定義には次の主要要素に対する規定を設けるのが望ましい。*

227 社会的責任は、社会における組織の役割及び組織に関する社会の期待に関するものである。  
228

229 社会的責任は、法令順守を超えた社会的に有益な活動に加えて、法令順守義務を負うか又  
230 は法令順守義務が含まれている活動に関するものである。

231 社会的責任は、それによって組織が組織の活動の中で経済問題、社会問題及び環境問題を  
232 考え管理する、経営者の役割及び経営者発案に関するものである。  
233

234 社会的責任は、組織の活動が経済、社会及び環境に及ぼす影響、並びにそれらの影響の正  
235 及び／又は負の結果、に大きな焦点が当てられる。

236 社会的責任は、組織の目的別に定義した継続中の活動又は通常の活動に関するものであり、  
237 関連のない慈善活動ではない；関連のない慈善活動は、社会的責任概念の一部又は社会的  
238 責任活動として考えないほうがよい。

239 社会的責任は、社会次元、環境次元及び経済次元での成績の監視及び改善に関するもので  
240 あり、持続可能な発展目標の促進に役立つことができる。

241 社会的責任は、組織[及びその利害関係者]の活動によって影響を受ける[並びに／若しくは  
242 それらの活動に影響を及ぼす]人々に対する成績の特定、関与及び伝達に関するものである。

243 社会的責任は、民主的又は代表制の政治過程を経て初めて正当な解答が得られるようなあ  
244 る種の問題に対処する適切な手段ではない。

245

## 246 本文に関する考えられる選択肢

247 **選択肢 1.** 組織活動が他人へ及ぼす影響を[自分自身の利害及び]社会の利害と一致するやり方  
248 で考慮に入れるという組織の責任に関する[関係する]ある種の倫理綱領及び関連活動。  
249

250 社会的責任は、自由意志から出た[若しくは市場主導による] [並びに法的に拘束力のある義務  
251 を超えた]経営者及び経営者行動の役割に主として関係している。[社会的責任が法律の適用範  
252 囲に入る活動に関係がある場合は、社会的責任は、法令順守義務を負うものであり、確実に組  
253 織に法令を順守させ、組織が順守していることを実証し、並びに／若しくは他の組織による順  
254 守を促進することをもくろんだ活動が含まれることがある。] 社会的責任は、関係がある場  
255 合は、一般に認められている価値の尊重を要求する。社会的責任は、組織の正常活動、すなわ  
256 ち、組織の目的に関連した活動であり、慈善のようなこの目的に無関係の活動ではない、の環  
257 境・社会に及ぼす影響にかかわるものである。  
258

259 社会的責任の実施には、組織活動の影響の評価・報告並びに組織の成績の中の関連側面だけで  
260 なく、組織活動によって影響を受ける人々の特定が含まれることがある。[社会的責任は、組  
261 織が一人で対処できないような問題について、他の組織と協力的な取り上げ方を展開するよう  
262 に組織を誘導することができる。] 社会的責任の実施には、組織活動の社会に対する有益効  
263 果を増すための行動変化だけでなく、その活動によって影響を受ける人々の関与が含まれるこ  
264 とがある。  
265

266 [社会的責任の実施は、社会的責任原則をどんな組織の関連方針及び手順にも統合させるとい  
267 うことである。さらに、社会的責任の実施には、社会的価値に基づいた行動を育成する誘因構  
268 造を組織内に設立することの重要性を含めるのが望ましい。社会的責任の実施は、どんな組織  
269 の指導部及び／又は最高経営者も基本的価値及び指針の継続的な内外の意思疎通を図り、社会  
270 的責任の実施及び適用を監視する責任を負わなければならない、と認めるのが望ましい。]  
271  
272

273 社会的責任は、組織が自発的に説明責任を負い、透明性を保つことを要求する。[社会的責任  
274 には、ほかの場所でより正式かつ正当に定義されている価値及び期待値の再定義は含まれな  
275 い。][社会的責任は、民主的又は代表制政治過程を経て初めて正当に解答が得られるような問  
276 題に対処するための適切な手段ではない。][社会的責任は、民主的又は代表制政治過程を経て  
277 正当に解答が得られている問題に対処するための組織の誓約である。][社会的責任は、民主的  
278 又は代表制政治過程によって確定した目標及び目的に到達するための手段を開発することが  
279 できる。]  
280

281 **選択肢 2.** 社会的責任は、権限を持った社会、持続可能な環境、及び実行可能な経済との間の  
282 均衡の維持[に寄与すること]に向けられた組織の態度及び行動に関係したものである。  
283

284 組織の社会的責任に対する志望は、組織活動によって影響を受ける社会、環境、経済といった  
285 すべての役者のお互いの相互依存を認めること、及び、すべてのものがこれらの活動に正当な  
286 利害関係を持っていることを認めること、に基づくものである。

287 社会的責任は、[国内及び国際的な法律と慣例の順守が既知のこととして理解されている場合  
288 は]さらに社会的に責任ある行動を実施する前に、“順守を超えた”態度をとることを想定して  
289 いる。

290 社会的責任は、組織の[代表的な][正規の]活動による負の影響を最小にし、正の影響を最大に  
291 するという組織の誓約から派生するものである。若しくは、

292 社会的に責任ある行動は、負の影響を最小にし、正の影響を最大にすることによって最も良く  
293 達成できる。

294 これらの目的を達成するために、社会的責任は、透明性及び説明責任を維持するという決意だ  
295 けでなく、利害関係者との適切な意思疎通を必要とする。

296 **選択肢 3.** 社会的責任は、組織の勢力範囲全体にわたる利害関係者との先行的意思疎通及び関  
297 与を通して、負の影響を最小にし、正の影響を最大にすることによって、組織の継続した存在  
298 を維持するだけでなく、持続可能な社会及び環境に寄与することを目指した組織の活動に関連  
299 したものである。社会的責任は、法的要求事項を満たすことから始まりそれを超えた組織の発  
300 案、並びに社会的受容に寄与する組織の発案に関するものである。組織は、国内法及び適用国  
301 際協定を順守することによって、また絶えず変わる期待値をもった変転極まりない社会に応じ  
302 ることによって、初めて社会的受容が獲得できる。  
303

304

305 **3.2**  
306 **用語**  
307 定義本文

## 308 **4 組織運営の社会的責任背景**

### 309 **4.1 歴史的背景並びに現代の背景**

#### 310 **4.1.1 歴史的背景**

##### 311 **議論すべき論点**

312 この節は、

313 社会的責任概念の起源及び発展の簡単な概観を記載したものである（この発展の特質によ  
314 り、概観は、企業背景における社会的責任の実施及び／又は不実施の経験に独占的ではな  
315 いが支配的な焦点を当てるのはやむを得ないことである。）；さらに、簡潔にするように努  
316 めているが、社会的責任に関するさまざまな形式又は水準の取り上げ方の特性を表してい  
317 ると思われる画期的な開発事項（それがすべてではない）の特定だけでなく、理解の裏付  
318 けとなる十分な背景の提供、並びに社会的責任及び持続可能な開発といった議題を強調し  
319 た指針の提供、にも努めている。

320

#### 321 **4.1.2 現代の世界趨勢及び開発**

##### 322 **議論すべき論点**

323 この節は、次のような趨勢を取り扱ったものである。

- 324 グローバリゼーションの重大性の上昇，国境を越えた物品・サービス取引の増加，特に多  
325 国籍企業の重要性・影響力の増大，並びに世界サプライチェーンの発達；  
326
- 327 受け入れられる行為に関する世界水準の基本的社会規範を組織化する，国際連合及び国際  
328 労働機関のような政府間団体の国際法律文書数の増加；
- 329 物品・サービスの投資及び交換における[多国籍企業][組織]の役割の重大性の向上；  
330
- 331 グローバリゼーションの影響の増大が望ましい結果と望ましくない結果の両方をもたら  
332 しているという証拠がますます増えている：これらはすべて，特に望ましくない影響の場  
333 合に，新しい形の社会的責任によって有効に相殺されていない，大企業及び市場の需要に  
334 基づいた慣行の影響力の増大という特徴を持っている。
- 335 組織の行動の経済側面，社会側面及び環境側面に関する一般開示の増加；  
336
- 337 気候変動，汚染，生物多様性の減少及び天然資源の枯渇，並びに持続不能な消費傾向に関  
338 する懸念を含め，地球環境への圧力がますます増えていることの証拠；  
339
- 340 例えば国連ミレニアム開発目標によって集約的に示されているように，貧困及び不平等に  
341 関連した社会的関心事に取り組む必要性が引き続きあること；
- 342 政府の法律強制能力が多くの場合不十分である（市民は法令順守の高い期待値を持って  
343 いるが）という認識，そしてその結果，組織は社会的・環境行動の法的基準を満たしている  
344 か又は超えていることを自ら進んで実証している；  
345
- 346 人権が尊重されていない国若しくは国家が人権の尊重を許さない国における操業に関連  
347 した組織のリスク，並びにこれらの組織が人権濫用の共犯を回避し，そのような状況で操  
348 業することから生じる倫理的ジレンマを解決するための付随努力；  
349
- 350 グローバリゼーションの社会的次元に対処するための国際枠組みの欠如の感知に関連し  
351 た懸念の証拠；
- 352 各々の組織は，社会的に責任あるやり方で運営するだけでなく，社会問題の解決に寄与す  
353 るために協力関係及び共同作業の考えを促進することが期待されており，すべての形式の  
354 組織－政府，企業，労働者，消費者，非政府組織等－の間の相互依存の増加；  
355
- 356 組織の責任境界線内にある，強制労働及び未成年者労働を含む労働条件に関する懸念；  
357
- 358 法的要求事項と市場に基づいた自発的な取り上げ方との間の均衡に関する懸念；
- 359 市場開放の対価として環境・社会問題の採用の増加；
- 360 組織統治に対する要求事項がますます厳しくなっていること，並びにこれと社会的責任と  
361 の間の関連性；
- 362 政府の力と比較して企業の力が増している [感知]；  
363
- 364 **4.1.3 社会的責任を実施する動機づけ及び利益**
- 365 **議論すべき論点**
- 366 この節は，社会的責任を実施する動機づけ及び利益に関する次のような一連の論点を扱ったも  
367 のである。
- 368 倫理的動機づけ，博愛的動機づけ及び利他的動機づけ

- 369 主要利害関係者からの入力に基づいて展開する，社会・環境公約の自発的又は市場主導の  
 370 実施は，例えば次の事柄に関連して正の利益という結果になり得るとい認識が組織で増  
 371 している。
- 372 ー リスク管理，健全経営及び運営効率の改善
  - 373 ー 商業上の混乱及びその他の混乱の減少
  - 374 ー 評判に基づいた組織の無形固定資産の増大
  - 375 ー 組織の利害関係者間の関係強化
  - 376 ー 利害関係者の関与によって特定された機会の検討を通して学習及び革新の鼓舞  
 377
  - 378 ー 従業員の士気の向上並びに有能な職員を引きつけ抱えておく能力の増強
  - 379 ー 社会的費用の減少
  - 380 ー 新しい商業機会並びに商業組織としての市場認識の実現
- 381 [広範囲の利害関係者集団の複雑さの増加，並びに，組織の操業場所がどこであるかを問わ  
 382 ず，これらの利害関係者がより高い社会・環境成績基準を満たすように組織にますます大  
 383 きな圧力をかけている。この中には，次のものが含まれる。
- 384 ー 年金基金及びその他の機関投資家の株主行動主義を含め，社会的に責任ある投資社会の  
 385 発達，並びに，その結果，社会的責任問題に関する株主提案の件数及び支持の増加；  
 386
  - 387 ー キャンペーン，認証発案及びパートナーシップを含む一連の活動を通して非政府組織の  
 388 行動の増加；
  - 389 ー (公正取引プログラム，持続可能森林水産プログラム，及び環境ラベリングによって明  
 390 らかにわかるように) (現在のところまだ限定されたものであるが) より責任ある消費に  
 391 対する消費者要求の増大；
  - 392 ー 労働問題及び組織の説明責任に関する法律を強化すべきであるという労働者及び労働組  
 393 合組織からの要求件数の増加；
  - 394 ー 特に開発途上国において，より安価な医療利用及びより公平な貿易体制に対する消費者  
 395 懸念の存在；
  - 396 ー 組織に社会的責任役務を申し出るコンサルタント及び企業の出現。]
  - 397
- 398 組織が環境問題，社会問題，経済問題及び統治問題に取り組むように政府による規制・政  
 399 策介入の強化。
- 400 ますます複雑化している社会的責任問題に対処するために発生した自発的社会的責任発  
 401 案の激増。
- 402

## 403 4.2 社会的責任概念

## 404 4.2.1 組織と社会の接触面の理解

## 405 議論すべき論点

406 *重要な初期目的は、この国際規格で説明した原則に示されているとおりの組織の社会的責任*  
 407 *と、社会の発展・変動する期待値によって決まる組織の社会的責任とを区別することである。*  
 408 *この節はまた、社会的責任は代表制政治過程を経て初めて正当に対処できるようなある種の*  
 409 *問題に対処するための適切な手段ではないことを明確にしようと努めている。*  
 410

411 *この節には、次の問題に対する検討が含まれている。*

412 *社会的責任には法的義務と自発的行動の両方に関係した要素が含まれていることに留意*  
 413 *しながら、社会的責任と自発的活動・法的要求事項との間の関係*

414 *社会的責任を社会における持続可能な発展という原則全般にどのように関係付けること*  
 415 *ができるか又は関係付けるのが望ましいかに関する指針*

416 *この節は、次の問題について組織の社会的責任を定義することによってその概要を述べる：*  
 417 *組織の社会的責任に関する社会の期待値は、法的義務並びに法的拘束力のないやり方の両方*  
 418 *で明らかにすることができる。ほとんどの状況で、組織が自分自身の責任を一方向的に定義す*  
 419 *ることは不適切である。組織の社会的責任活動は、より広い社会の正当な期待値を反映させ*  
 420 *たものであり、権威ある国際的に合意された政府間法律文書に含まれている普遍的価値と一*  
 421 *致しているのが望ましい。*  
 422

## 423 4.2.2 利害関係者問題への取組み

## 424 議論すべき論点

425 *この節は、*

426 *利害関係者ネットワークを含め、さまざまな種類の利害関係者に関する指針を提供する。*

427 *利害関係者概念がどのようにして社会的責任概念の一部になったかについて再吟味する。*

428 *利害関係者が社会的責任という観点で持っているさまざまな役割に関する概観を提供す*  
 429 *る。*

429 *“偽利害関係者”、“不適切利害関係者”及び“代理利害関係者”に関連した潜在的な問題だ*  
 430 *けでなく、主要な聴聞利害関係者の選択に関する指針も提供する。*

## 431 5 組織に関連した社会的責任原則

## 432 議論すべき論点

433 議論・起草過程を導くだけの目的で、原則を次のように定義することを提案する。  
434

435 “組織の意思決定及び行動を励ますか又は通知するのが望ましい行為に対する手引きとし  
436 て採用又は公言された一般法則又は規則”（オックスフォード辞典及びITG5）

437 原則の節は、草案の中でまだ異論のある部分である。この問題は、起草作業が有意義に始め  
438 られるように、TG4 専門家及び／又は社会的責任作業グループがさらに決定する必要がある  
439 という説がある。次のものは、それに関して主要な決定をする必要のある分野の一覧表であ  
る。

440 それに関して議論及び決定をする必要がある幾つかの分野は、次のとおりである。

- 441 a) 原則の本質
- 442 b) これらの原則の具体化
- 443 c) 別の節への原則の包含

444

## 445 原則の本質

446 現在のところ、用語“原則”が何を意味しているかについて合意されたものはない。質的に  
447 異なる二種類の原則が特定されている：“実質的”及び“過程・態度”。これら二種類の原則  
448 の片方又は両方のどちらに言及するのが望ましいかについて、決定する必要がある。

449 “実質的原則”は、社会の価値又は利害に関する規範又は期待値に関するものである。原則  
450 に関する節に入れたほうが良い実質的原則を具体化したものとして、国際法律文書が引用  
451 されてきた。しかしながら、これはまた、別の一連の問題を提起する。節は、“権威ある政  
452 府間法律文書”に限定したほうが良いのではないか？

453 別の問題は、普通は国家の行動を扱うことを目的とした国際法律文書の根本原則を広範囲の  
454 組織用の指針となるようにどのように改作できるかに関するものである。改作は、おそらく  
455 ISO の能力を超えた確定規格・規範の再解釈を必要とするので、この問題は、きわめて重大  
456 である。

457 過程・態度原則は、組織が社会的責任プログラムを実施するか若しくは社会的責任活動を実  
458 施する際に提供されるような指針に関係するものである。これらの原則を選択すればほかの  
459 問題を提起する。ひとつの問題は、ISO WGSR は他の発案においてすでに開発済みであるか  
460 若しくはそうでない場合は国際規格の適用範囲外であるような過程指針を設定するのが望  
461 ましいか否かである。

## 462 これらの原則の具体化

463 提議された“原則”の多くのものが、情報又は指針を提供できる形式になっていない。これ  
464 らの原則は、この用語が理解されているとおりに原則の形式にするのが望ましいか否かにつ  
465 いて、決定する必要がある。

## 466 別の節への原則の包含

467 何人かの人は、あらゆる種類の原則を一覧表にするか若しくは記述した別の節を設ける必要  
468 性について異議を唱えている。彼らは、法律文書及び実質的原則は国際規格の“人権”又は



469 “環境責任”のようなさまざまな主題・問題を検討する部分に記述又は示すことができる、  
 470 と提案している。そのような取り上げ方はまた、それを基に原則を組織する主題について決  
 471 定する必要性にも対処することになる。過程原則は、社会的責任の実施に関する指針を検討  
 472 した筋に追加しても良い。

## 473 6 中核社会的責任題目・問題に関する指針

### 474 議論すべき論点

#### 475 a) 見出しの暫定リスト

476 非専門家が理解できるような指針を起草できるようにするために、中核問題を限られた数の  
 477 カテゴリーに分類する必要がある。この草案では、これらのカテゴリーは、“見出し”と呼  
 478 んでいる。各見出しには、一緒に取り扱うことができる共通の背景を持った一連の中核題  
 479 目・問題が含まれている。

480 考えられる見出しを下に一覧表にした。“環境”と“人権”という見出しは、全員が受け入  
 481 れているが、そのほかのものは依然として検討中である。見出しの下の本文は、まだ開発し  
 ていない。

### 482 起草本文案

#### 483 6.1 環境

##### 484 6.1.1 環境問題に関する背景

##### 485 6.1.2 環境問題 1

486 ・ 挑戦，機会及び問題点

487 ・ 趨勢

488 ・ 既存の発案

489 ・ 利害関係者関係

490 ・ 参照文献

##### 491 6.1.3 環境問題 2

492 ・ 挑戦，機会及び問題点

493 ・ 趨勢

494 ・ 既存の発案

495 ・ 利害関係者関係

496 ・ 参照文献

##### 497 6.1.4 環境問題 3

498 ・ 挑戦，機会及び問題点

499	・ 趨勢
500	・ 既存の発案
501	・ 利害関係者関係
502	・ 参照文献
503	等々
504	<b>6.2 人権</b>
505	<b>6.2.1 人権問題に関する背景</b>
506	<b>6.2.2 人権問題 1</b>
507	・ 挑戦, 機会及び問題点
508	・ 趨勢
509	・ 既存の発案
510	・ 利害関係者関係
511	・ 参照文献
512	<b>6.2.3 人権問題 2</b>
513	・ 挑戦, 機会及び問題点
514	・ 趨勢
515	・ 既存の発案
516	・ 利害関係者関係
517	・ 参照文献
518	等々
519	<b>6.3 労働慣行</b>
520	考えられる代替文章:
521	[労働問題
522	労働基準及び労働関係
523	労働])
524	<b>6.3.1 労働慣行に関する背景</b>
525	<b>6.3.2 労働慣行問題 1</b>
526	・ 挑戦, 機会及び問題点

527	・ 趨勢
528	・ 既存の発案
529	・ 利害関係者関係
530	・ 参考文献
531	<b>6.3.3 労働慣行問題 2</b>
532	・ 挑戦, 機会及び問題点
533	・ 趨勢
534	・ 既存の発案
535	・ 利害関係者関係
536	・ 参考文献
537	等々
538	<b>6.4 組織統治</b>
539	<b>6.4.1 組織統治に関する背景</b>
540	<b>6.4.2 組織統治問題 1</b>
541	・ 挑戦, 機会及び問題点
542	・ 趨勢
543	・ 既存の発案
544	・ 利害関係者関係
545	・ 参考文献
546	<b>6.4.3 組織統治問題 2</b>
547	・ 挑戦, 機会及び問題点
548	・ 趨勢
549	・ 既存の発案
550	・ 利害関係者関係
551	・ 参考文献
552	等々

553	<b>6.5 公正取引慣行・市場原則</b>
554	考えられる代替文章：
555	[公正役務規定
556	経営上の透明性及び公正性
557	倫理及び不正行為防止問題]
558	<b>6.5.1 公正取引慣行・市場原則に関する背景</b>
559	<b>6.5.2 公正取引慣行・市場原則問題 1</b>
560	・ 挑戦，機会及び問題点
561	・ 趨勢
562	・ 既存の発案
563	・ 利害関係者関係
564	・ 参考文献
565	<b>6.5.3 公正取引慣行・市場原則問題 2</b>
566	・ 挑戦，機会及び問題点
567	・ 趨勢
568	・ 既存の発案
569	・ 利害関係者関係
570	・ 参考文献
751	等々
572	<b>6.6 共同体参加</b>
573	考えられる代替語法：
574	[共同体及び社会開発
575	利害関係者協議一意思疎通
576	共同体開発問題
577	共同体開発
578	共同体]
579	<b>6.6.1 共同体参加に関する背景</b>
580	<b>6.6.2 共同体参加問題 1</b>
581	・ 挑戦，機会及び問題点
582	・ 趨勢
583	・ 既存の発案
584	・ 利害関係者関係

585	・ 参照文献
586	<b>6.6.3 共同体参加問題 2</b>
587	・ 挑戦, 機会及び問題点
588	・ 趨勢
589	・ 既存の発案
590	・ 利害関係者関係
591	・ 参照文献
592	等々
593	<b>6.7 消費者問題・製品責任</b>
594	考えられる代替文章:
595	[消費者問題—製品責任—市場原則
596	責任ある組織成果の達成
597	サービス・製品問題
598	消費者・利用者問題
599	<b>6.7.1 消費者問題・製品責任に関する背景</b>
600	<b>6.7.2 消費者問題・製品責任問題 1</b>
601	・ 挑戦, 機会及び問題点
602	・ 趨勢
603	・ 既存の発案
604	・ 利害関係者関係
605	・ 参照文献
606	<b>6.7.3 消費者問題・製品責任問題 2</b>
607	・ 挑戦, 機会及び問題点
608	・ 趨勢
609	・ 既存の発案
610	・ 利害関係者関係
611	・ 参照文献
612	等々
613	<i>見出しの順序は, 優先事項を示したものではない。</i>

614 上のリストは、現在のところたたき台リストと考える。扱うべきすべての中核問題が特定され、  
 615 現在の見出しに割り当てられると、このリストは部分修正しなければならないと考えて  
 616 いる。将来のリスト改作は、本文の変更又は見出しの追加が必要になることもある。したが  
 617 って、見出しの文章に関する詳細な議論は、この段階では有用であるとは思われない。リス  
 618 トを提案した目的は、原則として隙間を残さずすべての関連分野を網羅することである。

619 何人かの専門家は、“保健・安全”は別の見出しとして取り扱う必要があると考えている。  
 620 この段階では、“保健・安全”に関連したすべての中核問題を他の見出しに割り当てること  
 621 ができるか否かがはっきりしないので、この問題は、さし当り未決のままにしておく。これ  
 622 は、すべての見出しの下の問題が開発されたときに、再度検討するつもりである。

623 すべてではないが何人かの専門家は、“特定問題”を扱う見出しの追加に賛成している（こ  
 624 の見出しは、“どちらかと言うと、ある形式の組織又はある単一組織に固有の一連の問題”  
 625 と定義されている。） この問題は、未決のままにしておく。

#### 626 b) 社会的責任中核問題の特定：

627 社会的責任中核問題の特定に関する議論の中で出てきた問題には、次のものがある。  
 628

629 隙間と重複：社会的責任中核問題は、本質的に相互に結びついているので、重複は、容認  
 630 でき、避けられないものであるとさえ思う。隙間は、容認されないと思うので、ISO 26000  
 631 の適用範囲の中で特定されたすべての社会的責任中核問題は、取り扱わなければならない。

632 見出しの普遍性：見出しは、すべての種類の組織に適用できるやり方で表現する。

633 見出しは、必ずしもすべての形式の組織に均等に関係付ける必要はない。ある見出しがある  
 634 組織に関係がない場合は、その組織は、なぜ関係がないかを説明しなければならない。

635 どんな組織にも適用できるようにしようとして、“経営”に適用できる問題を弱めないよう  
 636 に、均衡を見つける必要がある。

637 サプライチェーン：何人かの専門家は、サプライチェーン問題はISO 26000の実施条項で  
 638 さらに開発されるとしても、サプライチェーン問題は、関連性があれば、中核問題の議論  
 639 の中で考慮するのが望ましい、という見解を述べた。

#### 640 c) その他の問題

641 財務的実行可能性の社会的責任の適用範囲の中への排除又は包含：ISO 26000の適用範囲  
 642 に財務的実行可能性を含めるか否かの問題は、さらに議論が必要である。

643 関係のある社会的責任問題：ISO 26000の適用範囲には入っていないが、何らかの点で社  
 644 会的責任に関係している問題の取り扱い方の問題の議論が行われた。大多数の専門家は、  
 645 関連問題はISO 26000の社会的責任背景条項で取り扱うのが望ましい、と提言した。  
 646

647 定義に次のような定義のついた用語問題を入れたほうが良いか：測定可能及び／又は識別  
 648 可能な成果を持った、議決することができる特定事項。

649

650

651

## 652 7 社会的責任実施に関する組織用指針

### 653 7.1 組織の操業環境の定義

#### 654 起草本文案

655 組織は、特にそれが自分の製品・サービス並びに自分がその一部を形成する価値連鎖だけでなく  
656 自分の中核経営過程に関係するときは、自分が操業する社会・生態・経済環境を定義するの  
657 が望ましい。

658 これは、組織の（上席）経営者が行うのが最善である。組織の操業環境を定義するために用い  
659 ることができる取り上げ方にはさまざまな方法があるので、取上げ方法を選択する際は、組織  
660 固有の立場及び状況に最も良く合ったものを決定するように、最大限の柔軟性を持つのが望ま  
661 しい。

662 主要な取上げ方法は、次のとおりである。

- 663 ・ 価値連鎖
- 664 ・ 原則及び価値
- 665 ・ 組織の中核過程及び／又は中核活動に関する知識
- 666 ・ 組織全体の慣行及びプログラムに関する詳細な知識

#### 667 分析のための方法論

- 668 ・ リスク・機会・影響・影響度、SWOT、FMEA 又は類似の分析—さまざまな角度から  
669
- 670 ・ 利害関係者分析、対話及び関与

### 671 7.2 原則に関する検討

#### 672 起草本文案

673 組織は、社会的責任問題（これらの原則、協定及び規則から派生するか若しくはそのようなも  
674 のとして特定されたもの）だけでなく、社会的責任に関する認知された実質的原則(例えば、  
675 国連グローバル・コンパクトに述べられているもの)、国際協定（国連人権宣言、その他の国  
676 連条約及び国際労働機関協定のようなもの）、諸規則（経済・社会・環境慣行に関連した法的  
677 要求事項）も考慮しなければならない。

### 678 7.3 理念声明書及び行動規範の開発

#### 679 起草本文案

680 組織は、自分の操業環境の自己分析並びに自分が主に処理しなければならないか又は処理した  
681 い問題に基づいて、自分の社会的責任理念声明書を開発するのが望ましい。これは、その後さ  
682 らに行動規範を付け加えるのが望ましい。

683 組織は、社会的責任原則に従って、社会的責任に関する自分の理念、目標及び方針を略述した  
684 明確な声明書を開発し発布するのが望ましい。この理念は、組織の決意を述べ、(内外の)利害  
685 関係者に組織が社会的責任問題でどこに向かっているかについての方向感覚を与えるのが望  
686 ましい。それはまた、組織が達成しようとしている目標の枠組みを提供するのが望ましい。  
687

## 688 7.4 利害関係者との協同

### 689 7.4.1 利害関係者特定

#### 690 起草本文案

691 組織は、組織内の人々、組織外の人々及び価値連鎖内の人々の入った利害関係者を特定するの  
692 が望ましい。

693 社会的責任に取り組むときは、既存の関係は出発点になり得るが、新しい関係樹立方法を採用  
694 し（協議、関与、対話等）、新しい主題に取り組むことになる（社会的責任問題、価値、期待  
695 値等）。

696 価値連鎖内の利害関係者、並びに組織がまだ（正式な）関係を持っていない市民、非政府組織、  
697 メディア等のような利害関係者、に特別な注意を払わなければならない。最初に、これらの利  
698 害関係者を特定し優先順位をつけ、その次に、相互行為のやり方を確立しなければならない。  
699 社会的責任関連問題に関する協議過程並びにその過程への更なる関与がそれに続くのが望ま  
700 しい。

### 701 7.4.2 利害関係者関与

#### 702 起草本文案

703 利害関係者関与は、社会的責任活動の有効性を高め、組織がその社会的責任成績を改善するた  
704 めにとるべき更なる手段を開発する、鍵となる。  
705

706 実施過程の間は、関係のある内外の利害関係者と対話を維持するのが望ましい。彼らはまた、  
707 組織の社会的責任関連活動に参加又は関与しても良い。  
708

## 709 7.5 戦略開発

### 710 起草本文案

711 戦略開発には、(長短期の)戦略的選択の実施、方針、目標及びプログラムの確立が必要である。  
712 その中に、資源の割り当て、組織内の能力整備、及び意識向上が含まれる。  
713

714 組織は、特定した原則・問題を考慮に入れながら、社会的責任に関する自分自身の公約及び方  
715 針を決定する。組織は、自分の公約を果たすために自分の方針の実行目標及びプログラムを設  
716 定する。

717 長短期戦略を定義すれば、成功の見込みを高めるのに非常に役立つはずである。

## 718 7.6 プログラム実施

### 719 起草本文案

720 組織は、自分自身の内部経営管理枠組みを持っている。これらは、ISO 規格であってもよいが、  
721 必ずしもそうでなくてもよい。

722 社会的責任を既存の(中核)過程及び（マネジメント）システム又は枠組みの中に統合すること  
723 は、選んだ方針及び目標を達成するために極めて重要である。



724 組織は、社会的責任がその中に統合された主要過程に対する過程・結果成績指標を定義するの  
725 が望ましい。

726 組織の境界線内で社会的責任に関する国特有の実施要求事項に注意を払うことは重要である。  
727 特定の手順及び裏づけ文書類を設定する必要がある。  
728

729 組織が確実に自分自身の期待値だけでなく関係する利害関係者の期待値も満たすようにする  
730 ために、利害関係者がこの過程に参加するのが望ましい。

## 731 7.7 監視、成績評価及び継続的改善

### 732 起草本文案

733 組織は、自分の社会的責任活動を監視し、その進捗及び方向を検討するのが望ましい。組織は、  
734 継続的改善に取り組むのが望ましい。これは、組織の信頼性を高めるように、非常に透明な過  
735 程であるのが望ましい。それは、外部の利害関係者だけでなく、従業員のような内部の利害関  
736 係者の方に非常に強く指向したものが望ましい。

737 過程及び活動を監視し、結果を評価し検討するのが望ましい。

738 測定・監視した成績指標の調和化は、透明な意思疎通にとって役立つはずである。  
739

740 当てはまるところでは、継続的改善をすべての主要な過程・成績指標の重大な一段階又は局面  
741 として定義するのが望ましい。

742 社会的責任に対する過程、活動及び計画上の進捗は、組織の経営管理枠組み及び(品質) マネジ  
743 メントシステムの中に統合するのが望ましい。

744 人々及び各部門に社会的責任を実施する責任と権限を与えるのが望ましい。社会的責任の認知  
745 を既存の人的資源システムの中に入れるのが望ましい。

## 746 7.8 報告

### 747 起草本文案

748 意思疎通は、利害関係者に透明性を提供する手段であり、それ故にすべての社会的責任活動の  
749 主要部分である。意思疎通はまた、報告の形をとる。イメージ及び評判問題は、この意思疎通  
750 過程の一部である。

751 報告並びに内外の利害関係者とのその他の意思疎通においては、透明性、説明責任及びなるべ  
752 くなら標準化が必要である。

753 特定の組織又は国が自分たちの固有ニーズに合うように調整した意思疎通を要求することも  
754 あるが、企業の意思疎通で使う“用語”の標準化は、非常に助けになるはずである。

755 (上席)経営管理者の公約は、人目を引くものが望ましい。

756

757

## 758 7.9 実用的なヘルプ

## 759 議論すべき論点

760 この節には、上述したさまざまな問題に対処した、実用的なヘルプツールが入っている。

761 第7.1～7.9 節の中身を考えられる行動例を通して実証しなければならない。

762

763  
764  
765  
766

## 附属書 A (参考)

### 社会的責任契約書及び機関

#### 767 議論すべき論点

- 768 次の諸問題は、この附属書本文の特定及び起草の手引きとなるはずである。
- 769 民間法律文書だけでなく“権威ある政府間法律文書”を参照事項にする準備をする。  
770
- 771 これら二種類の法律文書の区別をはっきりさせる。
- 772 これらの法律文書を記述し区別する考えられる方法は、社会的責任主題によることである。  
773 これらの主題は、現在 TG5 で特定しつつある主題・問題と一致するのが望ましいという説  
774 がある。
- 775 次のものは、例示目的だけで提示したものである（これらのものは、第 6 節の主題を反映  
776 させたものにし、どの場合も権威ある政府間法律文書とその他の法律文書をはっきりと区  
777 別する考えである）。

#### 778 A.1 社会的責任・持続可能性一般

##### 779 議論すべき論点

- 780 (次の法律文書は、完全ではない)：
- 781 権威ある政府間法律文書
- 782 — 1992 年リオデジャネイロ国連地球サミット
- 783 — 2002 年持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言並びに持続可能な開発に関する世  
784 界サミットの実施計画
- 785 — 多国籍企業に対する OECD 指針
- 786 — 国連グローバル・コンパクト
- 787 その他の法律文書（たぶん問題・主題の種類別に細分されている）
- 788 — グローバル報告発案 (GRI)

#### 789 A.2 労働及び社会

##### 790 議論すべき論点

- 791 (次の法律文書は、完全ではない)：
- 792 権威ある政府間法律文書
- 793 — 多国籍企業及び社会政策に関する国際労働機関三者間宣言

794       — 職場における基本原則及び権利に関する国際労働機関宣言

795   **A.3 人権**

796   **議論すべき論点**

797       (次の法律文書は、完全ではない)：

798       権威ある政府間法律文書

799       — 人権に関する国連宣言並びに市民権、政治的権利、経済・社会・文化権利に関する国連  
800       協定

801   **A.4 環境**

802   **議論すべき論点**

803       (次の法律文書は、完全ではない)：

804       権威ある政府間法律文書

805       — 国連気候変動枠組み条約 (この条約に京都議定書を含む)  
806

807       その他の法律文書

808

— ISO 14000 環境マネジメント規格シリーズ

809

810       種々の社会的責任法律文書の選択及び実施に関する組織へのどんな指針も第7節 (社会的責任の実施) に記載した方がよいとの提案がなされている。

811 参考文献

812 [現在のところこのタスクグループにも割り当てられていない：後日開発予定]